



暮らしに関わる税金④ これからの税制改革

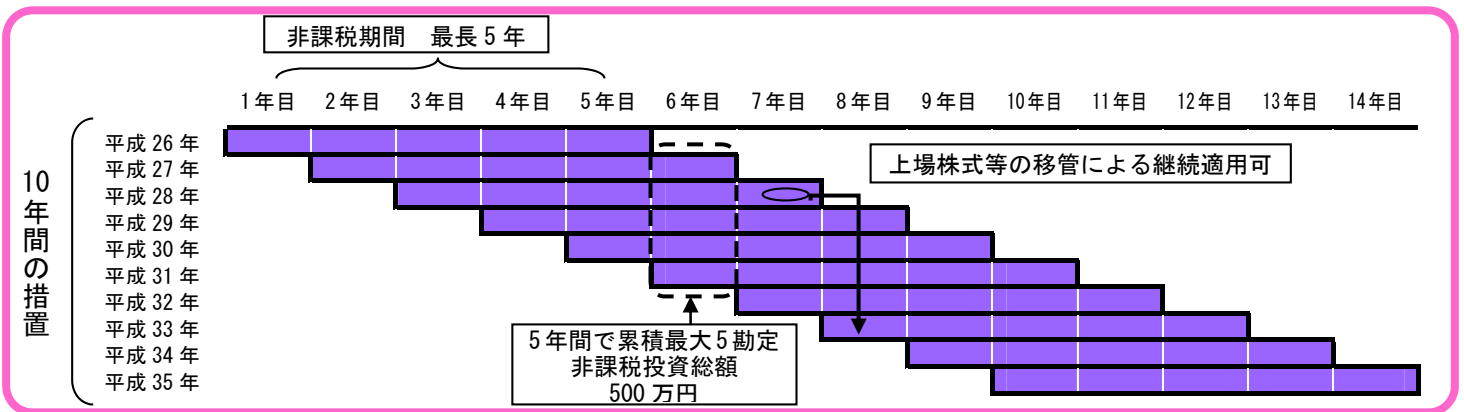
「らいいふらん」No.81、83にご紹介したように、既に本年度から「孫への学資贈与の非課税制度」や「復興特別税」（2013年1月1日～2037年12月31日）など税の改革が始まっており、今後も「暮らしに関わる税金の制度改革」は続きます。主な今後の改革についてご紹介します。

ニーサ

1. 日本版ISA(NISA;非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)

2013年末で「上場株式等の配当等への軽減税率（国税7%地方税3%）が廃止され、本来の税率（国税15%地方税5%）に戻されます。「貯蓄から投資へ」の流れを作るために導入される制度です。非課税口座を開設することで、最大500万円の上場株式や公募の株式投資信託等への非課税投資を可能とします。

<非課税措置のイメージ>



- ☆ 非課税対象：非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
- ☆ 非課税投資枠：①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で **100万円/年** を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可） ☆ 資格者：**20歳以上**
- ☆ 非課税投資総額：**最大500万円**（100万円 × 5年間）
- ☆ 口座開設期間：2014年から2023年までの**10年間**（毎年新たな口座開設は不要）
- ☆ 保有期間：**最長5年間**、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）



2. 住宅ローン減税の特別処置（2014年1月1日～2017年12月31日）

消費税率の引上げが決定した場合、住宅税制について特別措置が講じられます。2014年4月1日から2017年末までに、認定住宅（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅）を取得した場合の最大控除額を500万円に、それ以外の住宅を取得した場合には400万円にそれぞれ拡充。また、特定の増改築等（省エネ改修工事・バリアフリー改修工事）を行った場合の住宅ローン減税について、最大控除額を62.5万円に拡充されます。

3. 所得税の最高税率引き上げ（2015年度分から） 「らいいふらん No.83」参照 改正前 1,800万円超、税率40% ⇒ 改正後 4,000万円超、税率45%



4. 相続税の基礎控除額引下げと税率改正（2015年度分から） 「らいいふらん No.84」参照

LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局
TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192